

【アメリカ】国境管理に関連する歳出を定める財政調整法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

* 2026 年 6 月 10 日、トランプ大統領の任期を通じて移民関税執行局（ICE）、税関国境警備局（CBP）等への歳出を確保し、国境管理に必要な資源を提供する法律が成立した。

1 背景

2026 年 4 月に上下各院で可決された 2026 会計年度（2025 年 10 月～2026 年 9 月）予算決議（S.Con.Res.33）には、国土安全保障省（DHS）並びに同省の下にある移民関税執行局（ICE）¹、税関国境警備局（CBP）²及び国土安全保障調査局（HSI）³の各機関に対する歳出の定めがなく、2026～2035 会計年度に国土安全保障分野で総計 1400 億ドル⁴以下の範囲で、各委員会に財政調整手続⁵の実施を指示する規定が設けられていた（第 2001 条、第 2002 条）。これを受けて、2026 年 6 月 10 日、上記の各機関について国境管理に関連する歳出を定める財政調整法が成立した⁶。これにより、2026 会計年度において、2029 年 1 月のトランプ政権の任期終了を超えて同年 9 月 30 日まで利用可能な総計約 700 億ドルの資金が確保された。各機関の長は、同法が定める 2029 年 9 月 30 日までの間で、裁量により資金の使用時期を定めることができる。

2 国境管理に関連する歳出を定める財政調整法の概要

（1）CBP による国境警備隊員等の採用等（第 101 条）

CBP 局長に対し、95 億 5000 万ドルの歳出を定める。この資金は、移民取締り及び税関の業務以外の業務を遂行するための国境警備隊員等の採用、給与支給、訓練及び装備に充てる。

（2）ICE の下にある HSI による児童搾取捜査官の採用等（第 102 条）

ICE 局長に対し、74 億 5000 万ドルの歳出を定める。この資金は、HSI の捜査官等の採用、給与支給、訓練、装備並びに HSI の任務支援、運用及び維持に必要なその他の経費に充てる。上記の歳出のうち 1 億 850 万ドルは、次の事項に充てられる。①HSI の児童搾取捜査ユニット被害者特定研究所における、児童搾取捜査官及び法科学分析官の採用、給与支給及び装備、②HSI

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 13 日である。

¹ 国土安全保障調査局（HSI、後掲注(3)）、執行送還局（ERO）及び首席法律顧問室（OPLA）から成る、2 万人以上の法執行官等を擁する国土安全保障省の下にある機関。ERO は、有罪判決を受けた不法滞在の外国人、退去強制処分を受けた後に不法に再入国した者等、移民国籍法に違反した者の捜査、逮捕等を行う。OPLA は、犯罪歴のある外国人、テロリスト等に関する退去強制事件の訴訟を担当し、ICE 職員に対して法的助言も行う。“Who we are.” ICE website <<https://www.ice.gov/about-ice>>

² 税関、入国管理、国境警備等を統合し、国境の管理及び統制について包括的なアプローチを採り、6 万 9000 人以上の職員を擁する、国土安全保障省の下にある機関。“About CBP.” CBP website <<https://www.cbp.gov/about>>

³ 人、物品、資金、密輸品、武器及び機密技術の米国への持込み、米国からの持ち出し等について、連邦刑事捜査を行い、8,700 人以上の職員を擁する、ICE の下にある機関。具体的には、麻薬・武器の密輸、サイバー犯罪、金融犯罪、違法な技術輸出、知的財産権侵害、児童搾取、人身取引等の事件を扱う。“Who we are.” *op.cit.*(1)

⁴ 1 ドルは 158 円（令和 8 年 7 月分報告省令レート）

⁵ reconciliation process. 予算決議により設定される各会計年度の財政目標と現行法とを整合させる歳出法等（財政調整法）を定める手続をいう。当該手続においては、上下各院の本会議での討論時間が制限され、かつ、上院では通常の 60 票に代えて 51 票（単純過半数）による可決が可能であるため、近年、主要な財政政策法案の制定に多用されている。Tori Gorman, “The Reconciliation Process: Frequently Asked Questions,” *CRS Report*, R48444, February 23, 2026, p.1. <<https://www.congress.gov/crs-product/R48444>>

⁶ Secure America Act, P.L.119-98. <<https://www.congress.gov/119/plaws/publ98/PLAW-119publ98.pdf>>

の特別捜査責任官事業所における、児童の性的搾取及び虐待の被害者の特定及び救出の支援、③HSI のサイバー犯罪センターにおける、児童の性的搾取及び虐待の被害者の特定に関する同センター職員並びに州及び地方自治体の法執行機関への研修。

(3) CBP による違法薬物の持込み・持ち出しを阻止する機器の調達等（第 103 条）

CBP 局長に対し、34 億 5000 万ドルの歳出を定める。①入関港等における違法薬物の持込み又は持ち出しを阻止するための、人工知能、機械学習等の技術を含む新たな非破壊検査機器の調達等、②航空及び海上の運用能力の向上及び迅速に当該能力を確保するための新プラットフォームの調達、③国境監視技術の更新及び導入、④生体認証による出入国管理システムに関連する技術の導入等に必要な経費、⑤フェンタニル⁷等の薬物の密輸への対処による国境警備向上、⑥CBP の任務支援並びに移民取締り及び税関の業務以外の業務の運用等に必要な経費。

(4) 国土安全保障長官に対する歳出（第 104 条）

国土安全保障長官に対し、(1)、(2)又は(3)の目的で、別途 25 億ドルの歳出を定める。

(5) CBP による移民取締活動（第 201 条）

CBP 局長に対し、130 億 2000 万ドルの歳出を定める。これは、移民取締活動を実施するための①CBP の職員の採用、給与支給、訓練、装備、②CBP の任務支援、運用及び維持に必要なその他の経費に充てる。

(6) ICE による移民取締活動を実施するための職員の採用等（第 202 条）

ICE 局長に対し、次に掲げる目的で、310 億 7500 万ドルの歳出を定める。①移民取締活動を実施するため、ICE の職員等の採用、給与支給、研修及び装備、②外国人の出国又は退去強制に伴う輸送費用等、③移民取締り及び退去強制の運用を支援するための情報技術（料金徴収システム及びボディカメラ⁸の改善を含む。）の整備及び維持、④移民国籍法第 287 条 g 項⁹に基づく協定の拡大等を通じた、州・地方自治体の当局との連携の支援、⑤移民取締り及び退去強制手続において国土安全保障省を代理するための首席法律顧問室（OPLA）の弁護士等の採用、給与支給、⑥釈放された不法滞在の外国人を収捕¹⁰する ICE の運用等。上記の歳出のうち 3 億 5000 万ドルは、被収容者の管理、被収容施設間の移送、釈放後の監視、移民取締りに関して連邦と州以下との間に協力体制がない地域にいる不法滞在の外国人の収捕等に充てられる。

(7) 国土安全保障長官に対する歳出（第 203 条）

国土安全保障長官に対し、(5)若しくは(6)の目的又は①移民国籍法第 287 条 g 項等に基づき移民取締活動を実施するための国土安全保障省職員及び州職員の配置、②国土安全保障省による国内の犯罪組織等の根絶、人身取引対策等の取組への州・地方自治体の職員の参加の目的で、25 億ドルの歳出を定める。

⁷ 依存性が高い鎮痛薬で、国内の中毒死者数は 3 万 8084 人（2025 年）に上る。“U.S. Overdose Deaths Decrease for Third Consecutive Year in 2025,” May 13, 2026. National Center for Health Statistics website <<https://www.cdc.gov/nchs/pressroom/releases/20260513.html>> 致死量は数ミリグラムで、郵送等も容易であることから取締りが難しいとされる。山岸敬和「アメリカを揺さぶるオピオイド危機⑦フェンタニルを止めろ!」『論考シリーズ』No.186, 2025.10.8. <https://www.spf.org/jpus-insights/spf-america-monitor/spf-america-monitor-document-detail_186.html#note14>

⁸ 取締りの過程で起きた出来事や発言を記録することで、これを支援するだけでなく、公衆の信頼の獲得に資するとされる。“ICE Directive 19010.3: Body Worn Camera (BWC).” ICE website <<https://www.ice.gov/doclib/foia/policy/19010.3.pdf>>

⁹ 1996 年に設けられた規定で、州・地方自治体の法執行職員が一部の移民取締りを行うための訓練を受け、それらの活動を国土安全保障省の職員の監督の下で代行することを認め、この目的で連邦と州等との間で協定の締結を求めるものである。西山隆行「アメリカの聖域都市と不法移民問題」『成蹊法学』91 号, 2019.12, pp.213-214.

¹⁰ 刑事手続上の被疑者の逮捕とは区別し、移民手続上の外国人の身柄の確保を指す。